

広島県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十四日

広島県知事 横 田 美 香

広島県条例第二号

広島県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例

広島県公益認定等審議会条例（平成十九年広島県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(委員の任命) 第三条 委員は、人格が高潔であつて、審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公益法人若しくは公益信託（公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）第一条第一項第一号に規定する公益信託をいう。）に係る活動に關して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。</p>	<p>(委員の任命) 第三条 委員は、人格が高潔であつて、審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公益法人に係る活動に關して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。</p>

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。